



オンライン教育で  
お困りの学校・先生方に

# 教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

## 制度の概要

- 制度の対象  
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的  
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金  
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

# 教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

## 対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの  
営利機関はNG

## 利用範囲



教師と児童、生徒  
や学生の間など



ウェブサイト等での  
一般公開、学校間の  
共有、教育委員会等  
による配信はNG

## 利用目的



授業目的



保護者会や職員会議  
などでの配信はNG

## 利用方法



著作物の  
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル  
や書籍の大部分など  
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

